

尼崎の森中央緑地基本計画

平成16年1月

兵 庫 県

尼崎の森中央緑地基本計画



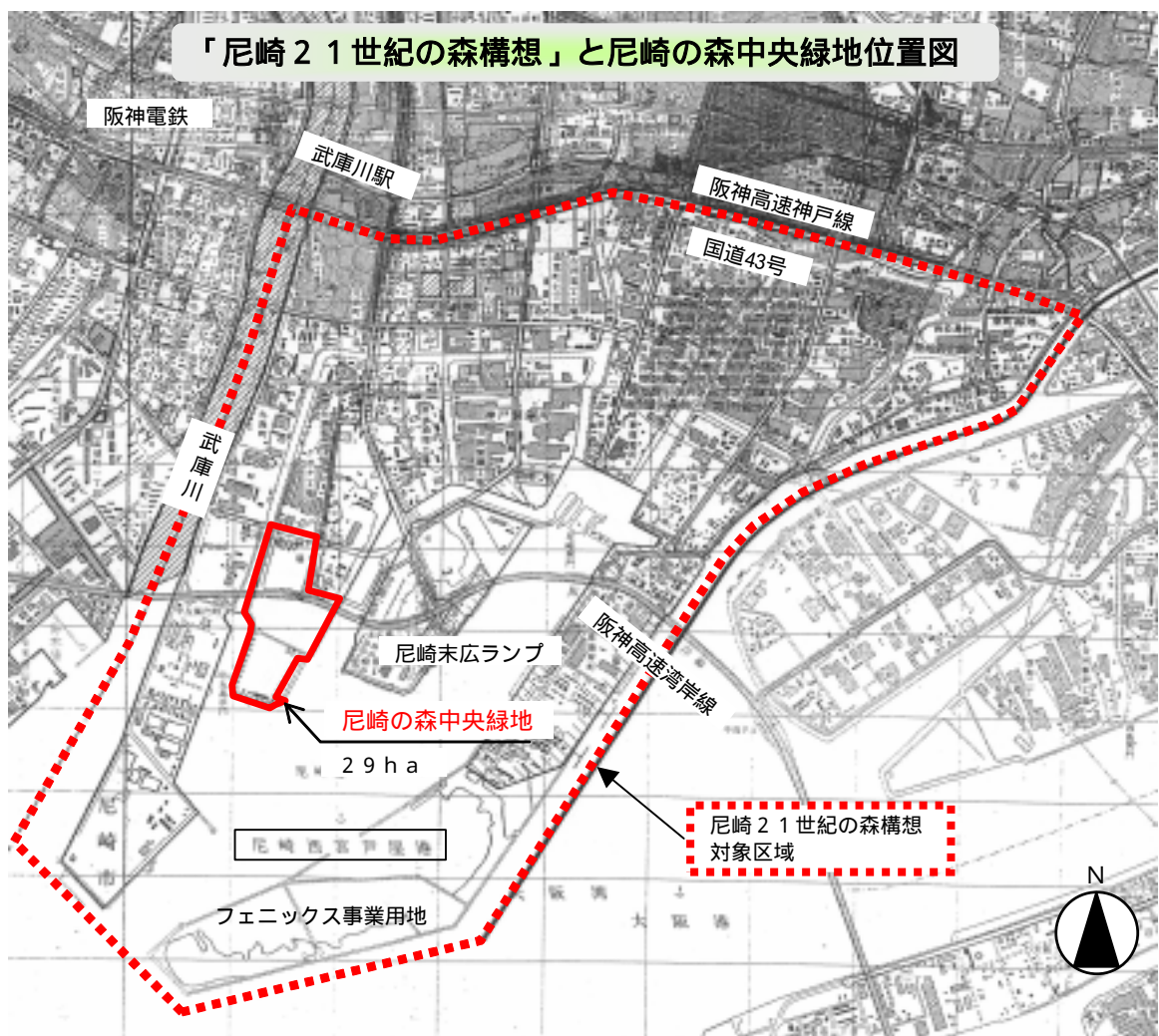
目 次

1 .	はじめに.....	1
2 .	課題と対応方針.....	2
3 .	アンケート調査結果.....	4
4 .	基本理念・基本方針.....	6
5 .	基本計画.....	10
(1)	森づくりの基本的な考え方.....	10
(2)	ゾーニングと導入施設.....	13
(3)	施設配置計画.....	15
(4)	主な施設の考え方.....	17
(5)	利用者の検討.....	18
(6)	アクセス・計画地内動線.....	19
(7)	植栽計画.....	20
(8)	環境の保全・創出.....	22
(9)	森づくり管理運営計画.....	23
(10)	整備イメージ.....	24

1.はじめに

県では「尼崎21世紀の森構想」を策定し、実現に向けて取り組んでいます。これは、尼崎臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生するため、人々の暮らしに、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、環境共生型のまちづくりをめざすものです。

構想の対象地域は、1,000haと広大なため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」を最も演出できるエリアとして、まず「尼崎の森中央緑地」(約29ha)の整備を進めていきます。その全体像を明らかにするため、基本計画を策定しました。



2. 課題と対応方針

(1) 社会動向等、広域的社会環境特性、広域的自然環境特性、地区的自然環境特性の観点から地域地区の課題を抽出した。

	課 題
社会動向等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人々の自然環境ふれあいニーズへの対応 ・ 省資源、省エネルギーなど地球環境に配慮した生活スタイルの確立 ・ 市民参加による地域づくりへの対応 ・ 活動的シニア世代の社会参加への対応 ・ 親水空間等環境共生の施設の充実 ・ 広域的な緑地との連携、ネットワーク化 ・ 尼崎臨海地域での緑地等のオープンスペースの確保
広域的社会環境特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模工場地等の遊休地の活用 ・ 公共交通機関の充実 ・ 尼崎臨海地域における水と緑のうるおいある空間の確保 ・ 尼崎臨海地域には文化を醸成する場が少ない ・ 尼崎臨海地域での産業遺産等の文化資源の保全・活用 ・ 運河沿いの遊歩道のネットワーク化 ・ 環境教育に関するニーズへの対応
広域的自然環境特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質の改善に向けた取り組み ・ 良好な景観の形成・ランドマークの形成 ・ 良好な植生の定着・形成 ・ ビオトープのネットワーク化
地区的自然環境特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水性護岸の整備 ・ 地盤の安定対策 ・ 水環境の改善に向けた取り組み ・ 良好な景観の形成・ランドマークの形成 ・ 海や山の遠景、周辺工場景観との調和 ・ 阪神高速高架部での景観形成への配慮

(2) 各種上位計画等から阪神南地域計画・地区の位置づけを整理した。

位 置 づ け
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾沿岸の自然環境保全・共生に取り組む広域的緑地の拠点 ・ 活力ある都市の再生に向けた阪神地域住民などのふれあいや交流のネットワークの拠点 ・ 尼崎臨海地域での親水空間など美しい景観拠点 ・ 尼崎臨海地域での防災機能を持った緑地の拠点 ・ 協働³による幅広い地域づくりへの取り組みの拠点

(3) 前述の課題及び位置づけから、対応方針及びキーワードを整理した。

位置づけ・課題		対応方針	キーワード
<p>大阪湾沿岸の自然環境保全・回復 ・共生に取り組む広域的緑地の拠点</p> <p>尼崎臨海地域での親水空間など美しい景観拠点</p>	<p>・ビオトープのネットワーク化 ・親水空間等環境共生の施設の充実 ・水環境の改善に向けた取り組み ・広域的な緑地との連携、ネットワーク化 ・良好な植生の定着・形成 ・省資源、省エネルギーなど地球環境に配慮した生活スタイルの確立 ・大気質の改善に向けた取り組み</p> <p>・良好な景観の形成・ランドマークの形成 ・海や山の遠景、周辺工場景観との調和 ・阪神高速高架部での景観形成への配慮</p>	<p>生物多様性保全の場の創出</p> <p>環境への負荷軽減</p> <p>美しい自然景観の創出</p>	<p>自然を育む</p>
<p>活力ある都市の再生に向けた阪神地域住民などのふれあいや交流のネットワークの拠点</p> <p>尼崎臨海地域での防災機能を持った緑地の拠点</p>	<p>・尼崎臨海地域には文化を醸成する場が少ない ・尼崎臨海地域での産業遺産等の文化資源の保全・活用 ・尼崎臨海地域における水と緑のうらおいある空間の確保 ・人々の自然環境ふれあいニーズへの対応 ・親水性護岸の整備 ・環境教育に関するニーズへの対応</p> <p>・尼崎臨海地域での緑地等のオープンスペースの確保 ・大規模工場地等の遊休地の活用</p>	<p>文化・交流の空間</p> <p>健康・活動空間</p> <p>人と自然のふれあい空間</p> <p>自然環境教育の展開</p> <p>避難・防災活動拠点の空間</p>	<p>交流・憩い</p>
<p>協働による幅広い地域づくりへの取り組みの拠点</p>	<p>・市民参加による地域づくりへの対応 ・活動的シニア世代の社会参加への対応</p>	<p>参画と協働の森づくり</p> <p>自然環境学習の体制づくり</p> <p>健康・文化増進体制づくり</p>	<p>参画・協働</p>

未対応課題に対する対応方針

- ・公共交通機関の充実・・・・・・・・・・平成 15 年度以降、バス交通の充実など公共交通機関充実の方策を検討する。
- ・運河沿いの遊歩道のネットワーク化・・・・リフレッシュポートあまがさきを推進する。
- ・地盤の安定対策・・・・・・・・・・設計段階で対応する。

3. アンケート調査結果

基本計画策定にあたり、利用者の空間づくりの希望や利用・活動意識等を把握するため、にアンケートを実施した。

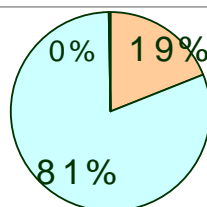
【調査概要】

- ・対象者：尼崎市、西宮市、伊丹市に居住する中学生以上の人
- ・調査期間：平成 15 年 5 月 20 日～平成 15 年 6 月 2 日
- ・調査方法：無作為に 5,000 人を抽出、無記名式
- ・配布回収方法：郵送法により配布・回収
- ・回収率：32.3%

都市	配布数	有効回答数	回収率(%)
尼崎市	2,100	636	30.3
西宮市	2,000	678	33.9
伊丹市	900	295	32.8
都市不明	0	6	-
計	5,000	1,615	32.3

【問 1：認識】「尼崎 21 世紀の森構想」が策定されたことは知っていましたか？

問 1. 認識	回答数	比率(%)
1.知っていた	305	18.9
2.知らなかった	1,304	80.7
無効	6	0.4
計	1,615	100.0

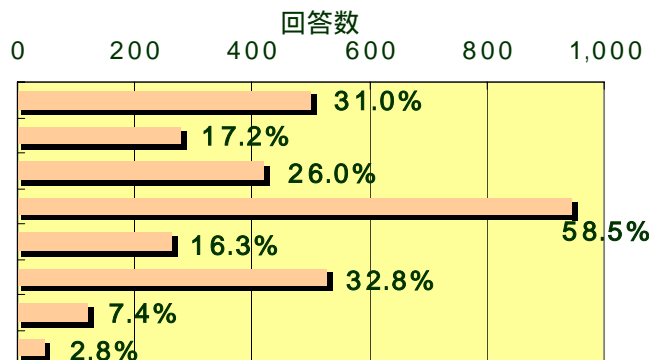


- 1.知っていた
- 2.知らなかった
- 無効

【問 2：空間づくりの希望】どのような空間づくりが大切だと思いますか？

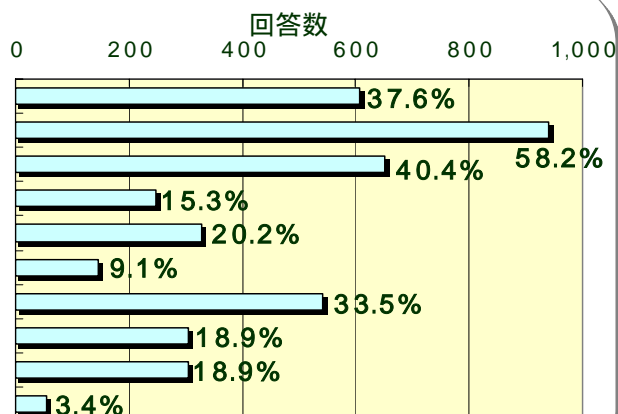
(注) 以下、比率は総回答者数(1615人)に対する比率である。

- 鳥や昆虫など多様な生物が息する空間
- 海や運河など水と親しむことができる空間
- 池やせせらぎなど水と親しむことができる空間
- 自然の中でゆったり休息できる空間
- 自然の中で学習や交流ができる空間
- 芝生広場などで遊びや運動ができる空間
- 遠くを展望できる空間
- その他

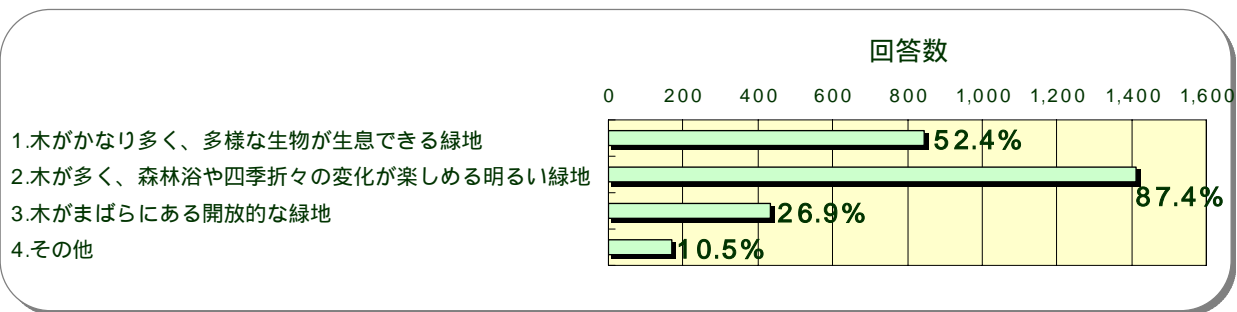


【問 3：利用・活動意識】どのような利用・活動を行いたいですか？

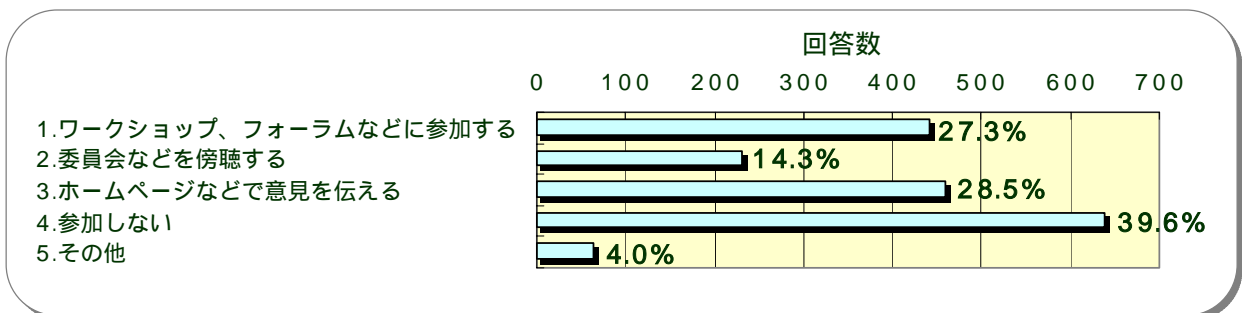
- 鳥や水辺の生物など動植物などの自然を観察する
- 四季折々の森の風景を楽しむ
- 海辺の遊歩道を歩いたりジョギングなどのスポーツをする
- 海辺でキャンプを楽しむ
- 釣りや水辺での遊び、ボート遊びなどを楽しむ
- 海や運河で遊覧船を楽しむ
- 花や木を植えて森を創る
- 環境を守り育てることの大切さを学習する
- 森の中で音楽や絵画などの芸術文化を楽しむ
- その他



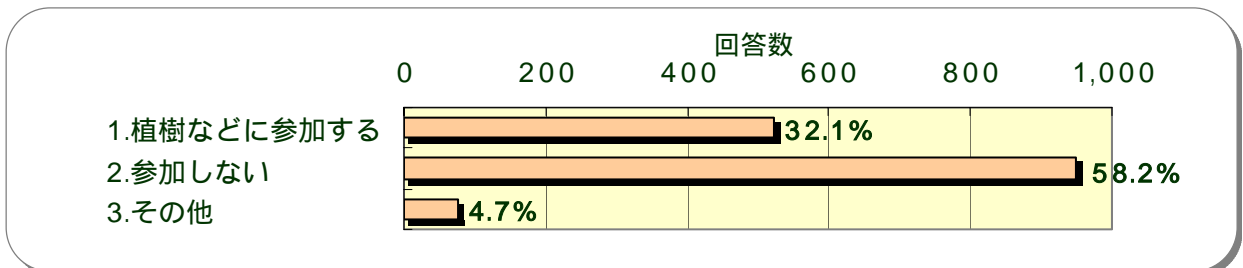
【問4： **緑地の希望イメージ** どのような緑地になればよいと思いますか？】



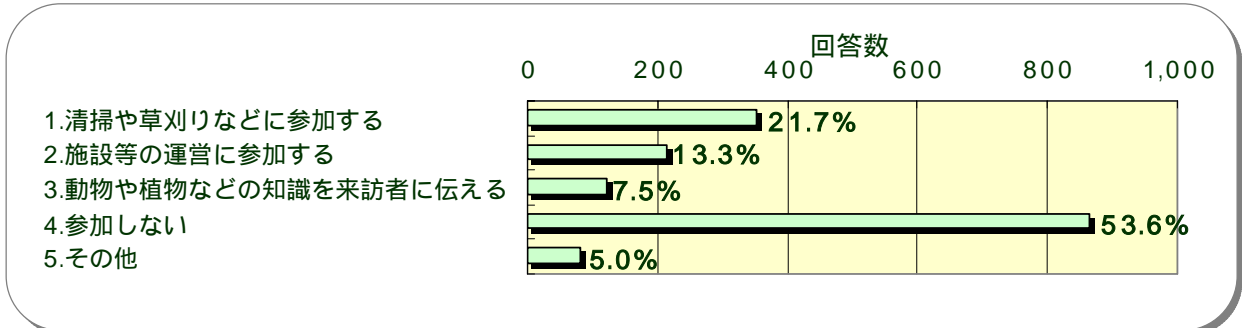
【問5 - 1： **参加意識** 調査・計画段階での関わり】



【問5 - 2： **参加意識** 整備段階での関わり】



【問5 - 3： **参加意識** 維持管理・運営段階での関わり】



4. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

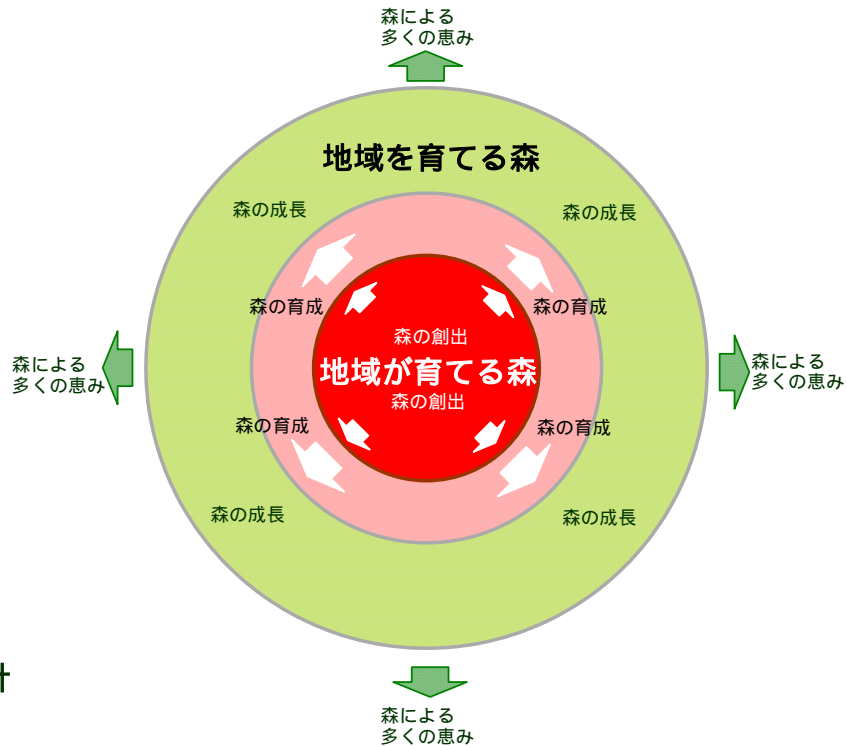
『地域を育てる森づくり』

尼崎の森中央緑地は、参画と協働により『地域が育てる森』を形成し、海に面した立地を生かして、失われた自然環境を回復、育成するとともに、大阪湾臨海部と内陸部の自然環境を結びつける結節点とし、大阪湾ベイエリアでの自然環境の広域拠点となることを目標にする。

そして、この「森」は、『地域が育てる森』から、地域の人々が自然の多くの恵みを楽しむ『地域を育てる森』へと成長し、臨海地域の都市の再生を先導する森となることをめざす。

尼崎の再生に向けて、
『地域が育てる森』を越えて『地域を育てる森』をめざす

尼崎の森中央緑地の概念 地域を育てる森



(2) 基本方針

参画・協働による森づくり

- ・参画と協働の森づくり
- ・自然環境学習の体制づくり
- ・健康・文化増進体制づくり

自然を育む

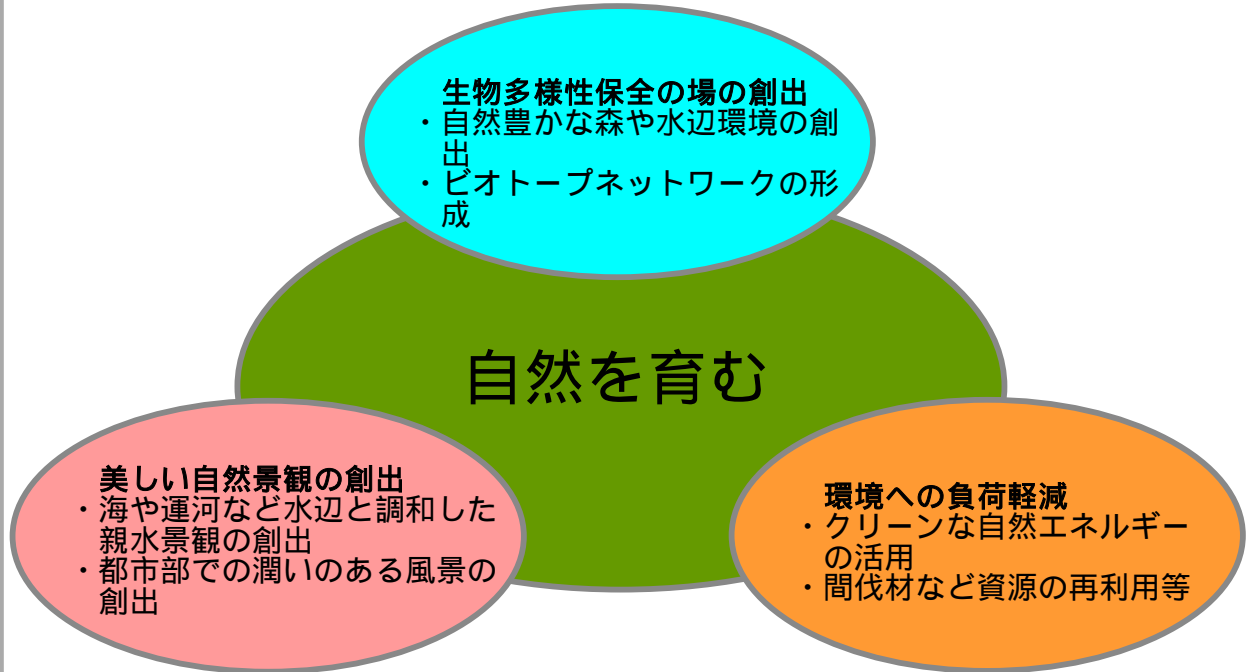
- ・生物多様性保全の場の創出
- ・美しい自然景観の創出
- ・環境への負荷の軽減

交流・憩い

- ・文化・交流の空間
- ・人と自然のふれあい空間
- ・自然環境学習の展開
- ・健康・活動空間
- ・避難・防災活動拠点の空間

自然を育む

豊かな自然環境の創出と環境にやさしい森



自然豊かな森創出のイメージ



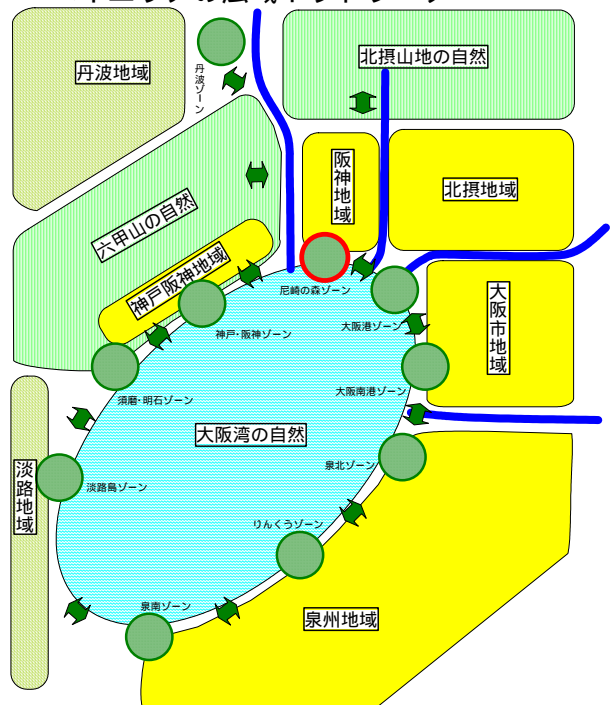
水辺と調和した親水景観のイメージ



広域緑地ネットワーク結節点の形成

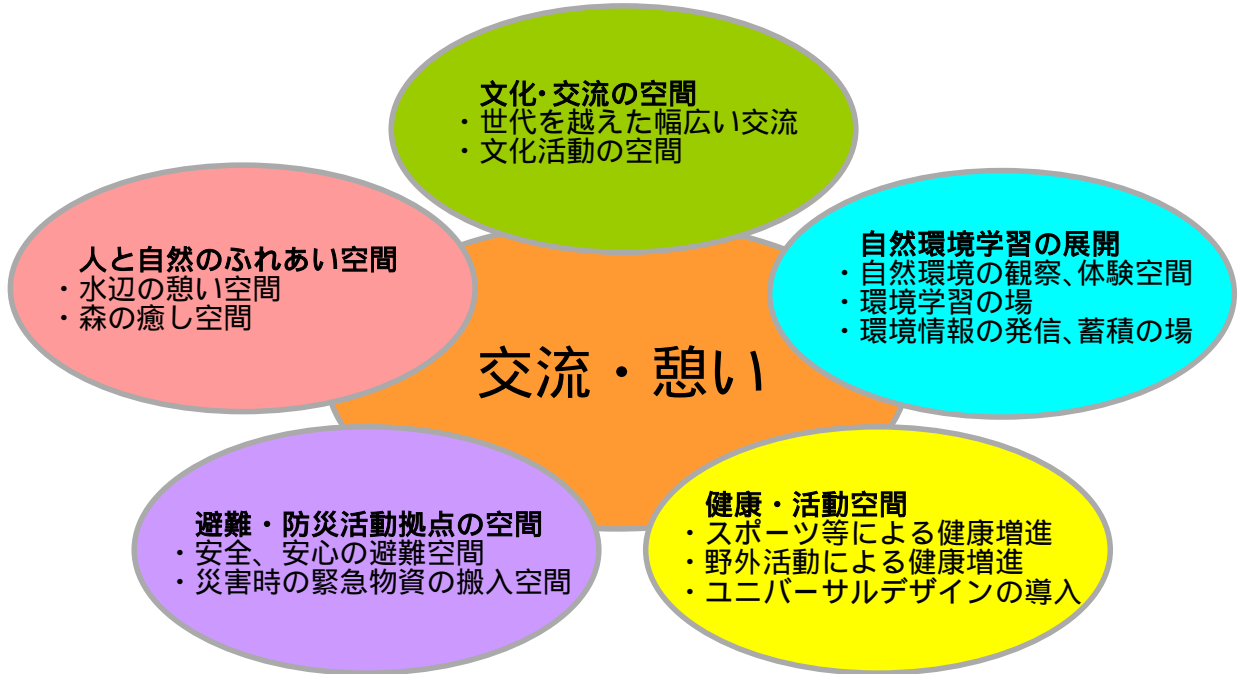
- ・大阪湾ベイエリア・阪神臨海地域の自然の広域緑地拠点の連携を図る

ベイエリアの広域ネットワーク



交 流 ・ 憩 い

人と自然、人と人等の交流・憩いの森



内陸環境と臨海環境の連携

流域の上下流の連携による環境への取組み

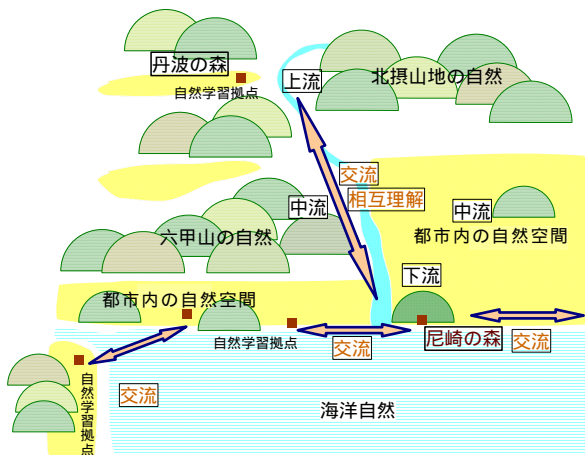
- ・上流：「丹波の森」の里山環境
- ・中流：「六甲山の自然」、「都市自然」
- ・下流：「海辺の森」

の連携により、下流都市住民と上流の森林地域住民との相互理解の促進と交流を図る

森の中での環境学習イメージ



流域の上下流の交流



水辺での交流活動イメージ



参画・協働

市民が積極的に参画・協働する森づくり

尼崎市民の活動参加意識

計画・設計段階の参画イメージ



出典) 尼崎市第2次基本計画概要版

参画と協働の森づくり

- ・市民、団体、企業等による推進
- ・企画、実施、維持、管理運営活動

参画・協働

自然環境学習の体制づくり

- ・自然環境調査、研究、案内活動
- ・環境学習講座等の開催支援
- ・緑化推進等の活動協力体制

健康・文化増進体制づくり

- ・スポーツ等を活用した健康指導体制
- ・地域文化交流の推進体制

《管理・運営段階》

住民主体の管理運営のイメージ



《自然環境学習》

住民参加による自然環境調査のイメージ



5. 基本計画

(1) 森づくりの基本的な考え方

【基本的な考え方】

当計画地に基本方針で示した「自然を育む」多様性に富んだ森をつくり、「交流・憩い」の場を出現させるためには、「森」と「人」との関係について再考し、現在失われつつある「森」と「人」との関係を再構築することが重要である。このことにより、「地域が育てる森」はやがて様々な森の恵みにより「地域を育てる森」へと成長していくことを期待する。

「森」と「人」との関係の再構築を考えるにあたっては、かつての人々と森との関係にモデルを求め、そのモデルを参考に、自然環境との調和を図りながら現代の県民の生活やニーズに即した新たな「森」と「人」との関係を築いていくことが必要である。

そこで、かつて農村にあり、薪炭林や農用材として利用されていた半自然の森である「里山」をその関係構築のモデルとして捉える。「里山」では、柴刈りや落ち葉かき等により、人が森に働きかけることによって、人が恵みを受け取ると同時に多様な動植物の生息・生育環境が維持され、人と動植物との共生のシステムが成立していたと言われることから、これを参考に、現代の生活に即した形で人と自然との新たな共生の場として、親しみやすい落葉広葉樹林の創出が必要と考える。

アンケート結果からも、空間づくりの希望としては「自然の中で休息できる空間」を望む声が最も多く(58.5%)、利用活動意識では「四季折々の森の風景を楽しむ」が多く、緑地の希望イメージでは「木が多く、森林浴や四季折々の変化が楽しめる明るい緑地」がそれぞれ最も多くなっている。

また、エコロジカルネットワークや生物多様性の視点から、また環境学習や自然の中でのレクリエーションという形で森の恵みを受け取る自然体験の場としても、地域の自然植生である照葉樹林を創出することも望まれている。アンケート結果からも「鳥や昆虫など多様な生物が生息する空間」を求める意見が31.0%あり、落葉広葉樹林と併せて県民参加により自然度の高い照葉樹林を創出することが望まれている。

さらに、これらの森づくりの活動の拠点となり、スポーツやレクリエーションの場として利用できるオープンスペースを伴った草原に近い疎林を創出することで、アンケートに見られる「芝生広場などで遊びや運動ができる空間」(32.8%)といった県民のニーズに応えることが可能となる。

【照葉樹林のイメージ図】



【落葉広葉樹林のイメージ図】



【疎林のイメージ図】



【目標とする森の姿】

森をつくりあげる実験の場、実践の場

目標とする森の姿は、以下の3つの要素をもった森とする。

1. 地域の原生的自然である照葉樹林

地域の潜在自然植生である照葉樹林を県民参加で創出することにより、貴重な生きものの生育・生息空間を確保するとともに、望ましい距離を置きながら自然を学ぶための空間として活用する。

2. 適切な維持管理により四季折々の自然が楽しめる落葉広葉樹林

古くから親しまれてきた落葉広葉樹林を県民参加で創出し、維持管理を県民の手で行うことにより、途切れてしまった人と森との関係を見直し、新たな相互関係をつくりあげていく。

3. 散策やレクリエーション等ができる開放的で明るい疎林

県民が集い、スポーツ・レクリエーション等の活動を行う空間として利用する。また、県民を照葉樹林及び落葉広葉樹林へといざなう入り口としての役割を果たす。

【自然を育む場の形成】

環境の構造をつくり、安定空間を形成しながら段階的な整備を行う

計画地周辺部に起伏を設け、防風効果をもつ樹林帯を育成する。その内側に潮風から守られた安定空間を形成し、そこに樹林を形成していくという段階的な整備を行う。

樹林帯による安定空間の創出単位



【交流・憩いの場の形成】

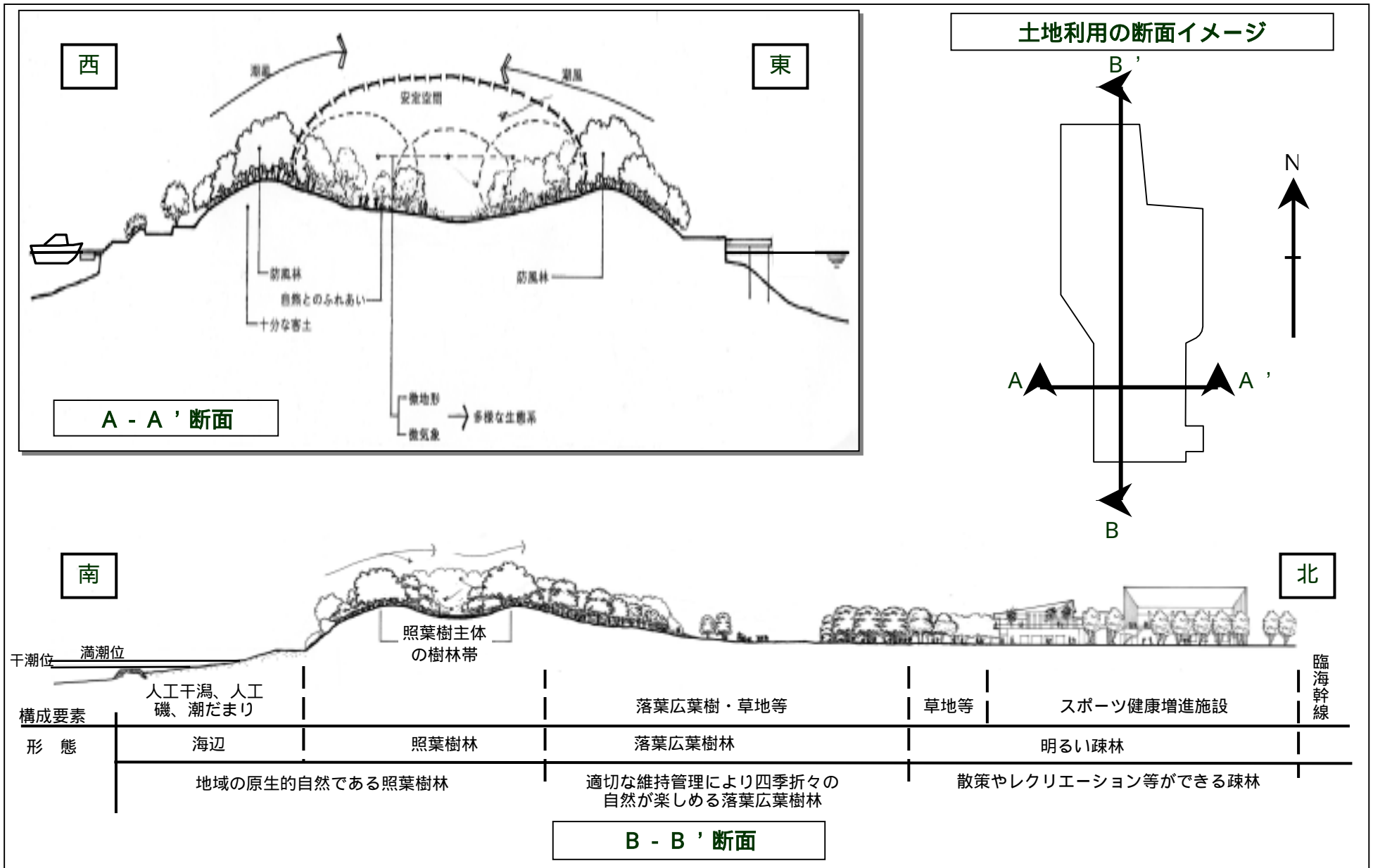
尼崎の森中央緑地を “自然体験・環境学習・ 健康増進型の森”とする。

尼崎の森に存在する“森”や“海”、“いきもの”などを含め、緑地全体が自然体験・環境学習の場であると捉え、自然の森や自然と人との関わりを知る・学ぶ・体験することができる場を目指す。

また、県民の参画・協働により、森の知識をもった人や動物の知識を持った人などが、体験学習や環境学習の指導者として参画するなど、互いに学び・育ち合う環境づくりを目指す。

さらに、これまでなかった緑豊かな環境を活かし、健康増進につながるスポーツ・レクリエーション活動ができる場を目指す。





(2) ゾーニングと導入施設

【ゾーニング】

尼崎の森中央緑地の森づくりの基本的な考え方は、前段で掲げた「目標とする森の姿」に示す3つの森で構成することとし、前頁の土地利用の考え方に基づくとともに、それぞれの森の性格や利用の違いに応じた空間構成を行う。

地域の原生的自然である照葉樹林ゾーン

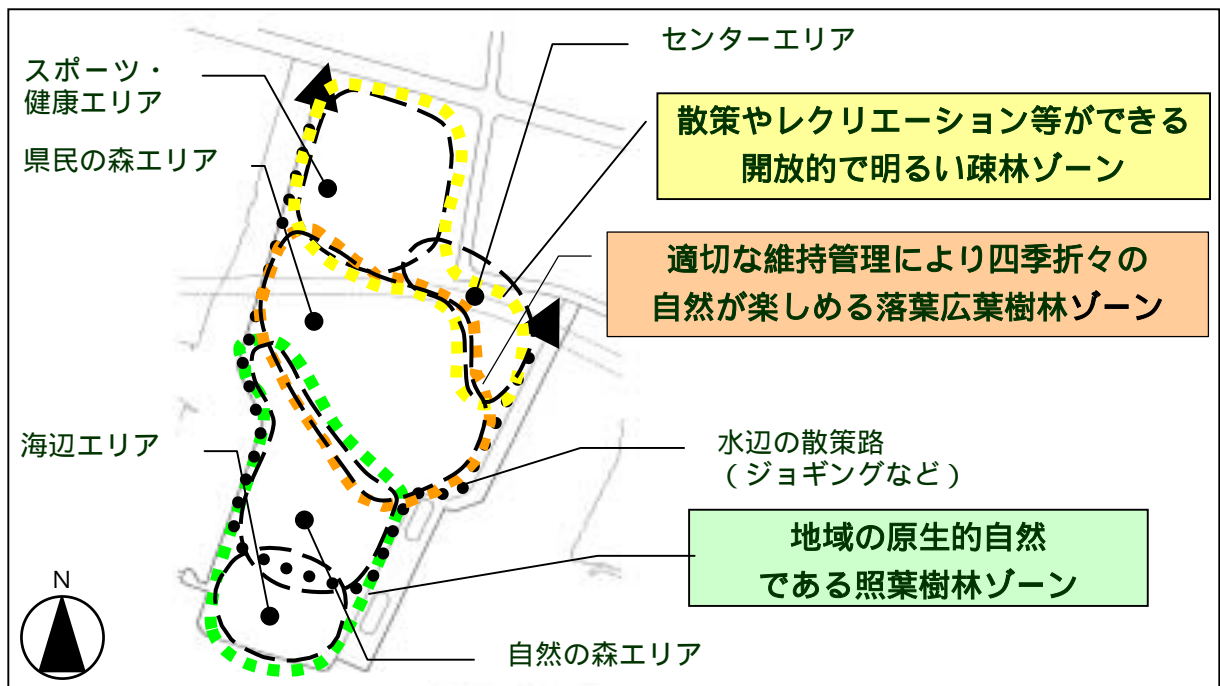
瀬戸内海の多島海の景観を創出するため、海辺に近い計画地南側に配置する。

適切な維持管理により四季折々の自然が楽しめる落葉広葉樹林ゾーン

里山的な利用を図るとともに、四季折々の森の風景を楽しみながら休息できる空間を創出するため、計画地中央部に配置する。

散策やレクリエーション等ができる開放的で明るい疎林ゾーン

隣接するまち交流拠点と一体となった利用を図るため、計画地北側に配置する。



【導入施設】

それぞれのエリアの機能と主要な施設を以下に示す。

スポーツ・健康エリア

計画地北端の市街地に最も近い場所に位置し、東側のまち交流拠点に隣接している。ここには、プールを含む健康増進施設が計画されており、この施設を中心としたスポーツ等による健康増進機能の導入が求められる。

主要導入施設：スポーツ健康増進施設(プール、屋外施設等)、水辺の散策路(ジョギングなど)

センターエリア

計画地東北角に位置し、計画地のメインアクセス路となる都市計画道路東扇町線、そして北側のまち交流拠点に隣接している。このため、このエリアはアクセスの中心となり、計画地全体の活動、そして動線の中心となる。そこで、ここには様々な活動と交流の拠点としての機能、そして、災害時や緊急時の避難場所としての機能が求められる。

主要導入施設：エントランス広場、多目的広場(パークヒル・防災避難地)、駐車場、管理施設等、草地、水辺の散策路(ジョギングなど)

県民の森エリア

計画地中央部に位置し、主に草地や樹林からなるエリア。北側には「スポーツ・健康エリア」と「センターエリア」が、南側には「自然の森エリア」が隣接する。

このエリアには、四季折々の自然が楽しめる落葉広葉樹林の中での様々な文化活動やキャンプその他の野外活動の場としての機能、癒しの空間としての森の機能、山仕事を県民自身が体験していく場としての機能が求められる。

また、南側に「自然の森エリア」が隣接することから、環境学習の拠点としての機能も求められる。

さらに、災害時や緊急時の避難場所としての機能、イベント時の臨時駐車場としての機能が求められる。

主要導入施設：野外活動用地、森づくりワークショップ広場、環境学習基地、県民の森づくり実験林、自然育成基地、倉庫、多目的広場(防災避難地、臨時駐車場)、水辺の散策路(ジョギングなど)、雨水池

自然の森エリア

計画地南側に位置し、丘陵からなるエリア。このエリアは地域の自然植生である照葉樹林からなり、尼崎の森中央緑地を象徴する樹林として景観上の中心となるとともに、現在全国的に減少しつつある照葉樹林に特有な動植物の貴重な生育・生息場所ともなるため、南側に隣接する「海辺エリア」とともに、豊かな自然を創出する場としての機能が求められる。また、地域全体のビオトープネットワークの核としての機能、そして自然観察、環境学習の場としての機能も求められる。また、地上からは観察困難な森林の上部等を観察できるようにするため樹冠ウォークを導入する。この施設を導入することにより、樹木の開花や樹上性の昆虫類・鳥類などの観察が可能となる。

主要導入施設：自然観察路、樹冠ウォーク、水辺の散策路(ジョギングなど)

海辺エリア

計画地南端部に位置し、海と接するエリア。磯と砂浜からなり、磯はカニ等の生物の生息場所となり、砂浜はハマヒルガオ等海浜植物の生育場所となる。こうした多様な生物が生育・生息する海辺は、埋め立て等により尼崎周辺では極めて少なくなっているため、豊かな自然を創出する場としての機能、自然観察、環境学習の場としての機能が求められる。

主要導入施設：人工干潟、人工磯、野鳥観察、海浜植生、水辺の散策路(ジョギングなど)

護岸沿い施設

護岸沿いの施設として、東側護岸沿いのふ頭用地、そして西側護岸沿いのポートパークに対応した駐車場があげられる。

(3) 施設配置計画

主要導入施設について、その内容及び概ねの位置を以下に示す。

スポーツ・健康エリア

スポーツ健康増進施設... 50m・25m屋内プール、温浴施設、フィットネス施設、ウォーターパーク、フットサルコート、グラウンドゴルフ

センターエリア

エントランス広場.....アクセス、動線、活動の中心となる広場。

多目的広場（パーク

ヒル・防災避難地）...様々な活動、イベントに対応し、災害時、緊急時には避難空間となる草地広場。また、計画地全体を見渡せる見晴らし台も検討する。

駐車場.....メインアクセス路の東扇町線から出入りする主要駐車場(200台)。

管理施設等.....駐車場とあわせて、管理施設、利便施設等を設置する。

県民の森エリア

実のなる木の森.....実のなる木を植樹。

多目的広場（防災

避難地）.....落葉広葉樹林に囲まれ、四季折々の変化が楽しめる草地。

様々な活動、イベントにも対応し、災害時、緊急時には避難空間となる。

多目的広場（臨時

駐車場）.....落葉広葉樹林に囲まれ、四季折々の変化が楽しめる草地。イベント時に対応する臨時駐車場(200台)をかねる。

野外活動用地.....キャンプあるいは林の中の緩斜面を利用し各種野外活動ができる空間。

森づくり

ワークショップ広場...森づくり活動の屋外拠点。

環境学習基地.....隣接する「自然の森エリア」との境界に位置する旧税関の建物の利用を検討する。

環境学習の拠点、環境情報の発信・蓄積の場。研修室、展示・収蔵室、倉庫、事務室、便所等を設ける。

県民の森づくり実験林...防風林で囲われた安定空間の内側で、県民が様々な森づくりを実験する空間。

自然育成基地・倉庫.....休憩所、便所の他に、倉庫その他を設け、作業用駐車場を併設する。

雨水池.....周辺域から雨水を集めた池。散水その他の利活用も考慮する。

自然の森エリア

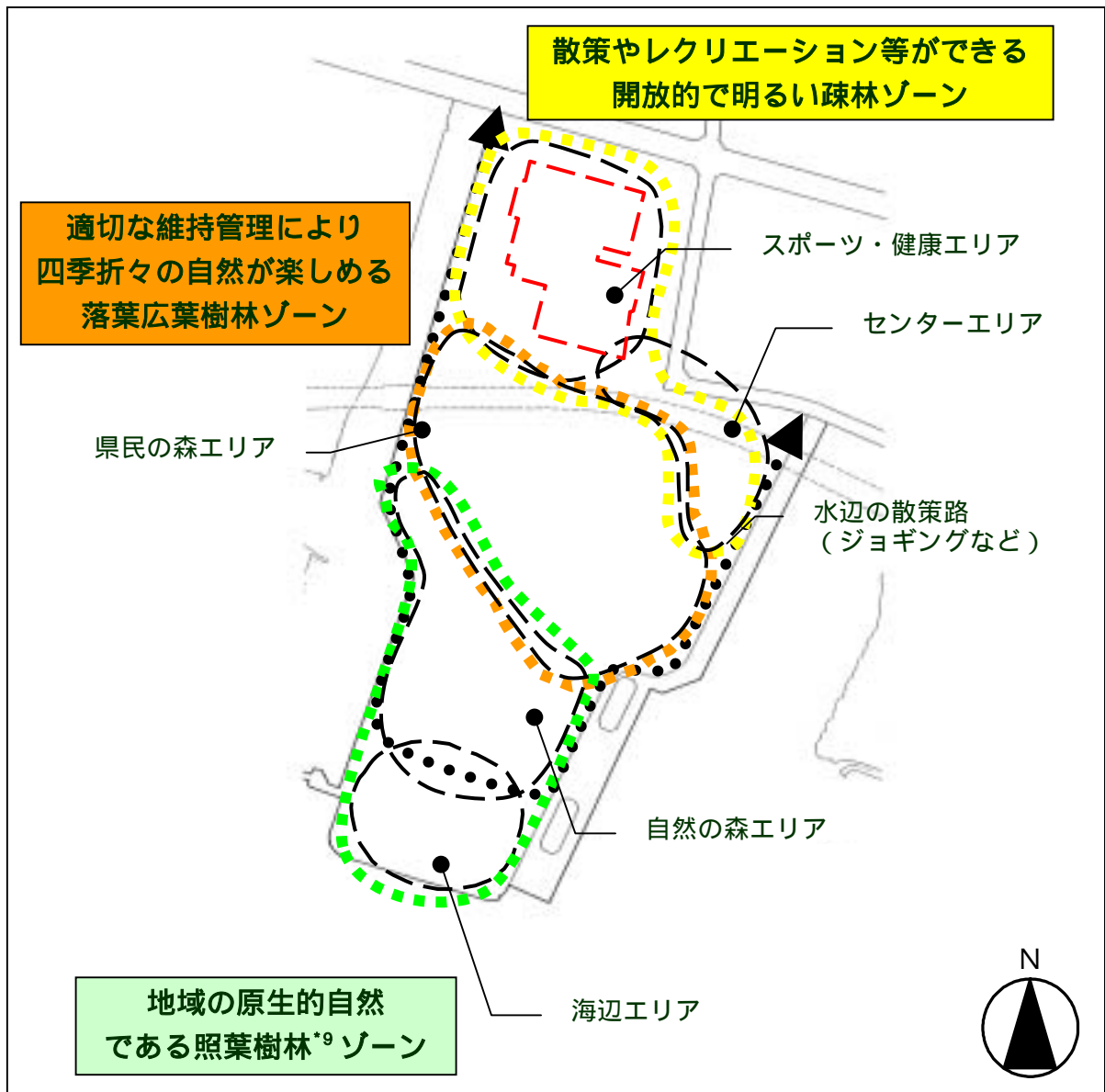
自然観察路.....照葉樹林内の自然観察のための散策路。

樹冠ウォーク.....上部から森を観察できる簡単なタワーと橋からなる施設。

海辺エリア

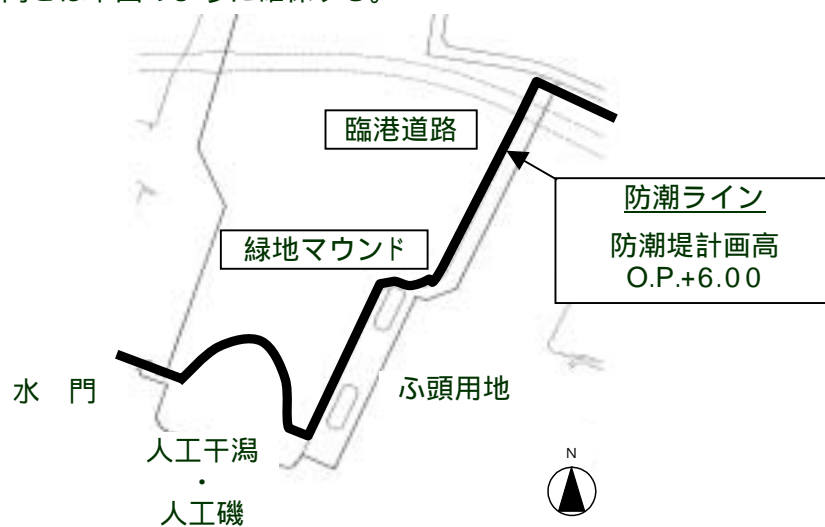
人工干潟、人工磯.....多様な生物の生息空間となる人工干潟、人工磯の整備。

海浜植生.....海浜部の特性に合わせた海浜植生による生物多様性空間の創出。



施設配置計画図

防潮ラインの高さは下図のように確保する。



(4) 主要な施設の考え方

パークヒル

センターエリアに設けられる駐車場(6,000~10,000 m²)の一部を生かして、計画地のほぼ全体を見わたせる「パークヒル」を検討する。

また、展望台(眺望空間)としての利用を図る。この展望台は地震時の津波からの緊急避難地としての使用も可能な空間となる。

環境学習基地

尼崎の森づくりへの取り組みや自然環境、歴史的背景、これからの森づくり等について学ぶ拠点施設として、環境学習基地を整備する。計画地東側中央部に現存する旧税関施設の活用を検討し、歴史の一端を物語る施設として利活用することに配慮する。研修室、展示・収蔵室、倉庫、事務室、便所等を設けるものとし、各種研修の場や自然環境に関する展示等を行うものとする。

樹冠ウォーク

自然の森エリアには、地上からは観察困難な森林の上部等を観察するための「樹冠ウォーク」を照葉樹林の中に設ける。この施設を設けることにより、樹木の開花や樹上性の昆虫類・鳥類などを観察することが可能となる。



(5) 利用者数の検討

1) 検討条件

都市公園利用実態調査(平成14年3月)の総合公園のデータを活用し、都市緑地(プールを含む)と港湾緑地を合わせた29haを対象に検討する。

(理由)

当該緑地のコンセプトは、都市住民が自然とふれあう場の提供であり、休養、散策、運動、自然観賞、動的・静的レクリエーションのための各種施設が総合的に設けられているため、総合公園の役割と同等である。

総合公園の規模は10~50haで、当該緑地の規模は29haと平均的な規模である。

2) 入園者数

平成13年度 都市公園利用実態調査(H.14.3 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課)による総合公園の平均入園者数は以下の通りである。

休日	4,222人/箇所
平日	3,205人/箇所

3) 年間利用者数

休日の利用可能日数：5日/月

月の休日(土曜、日曜)の8日間のうち、雨天等の天候等による利用状況を考慮し利用可能日数を5日/月とする。

平日の利用可能日数：15日/月

月の平日の22日間のうち、雨天等の天候等による利用状況を考慮し利用可能日数を15日/月とする。

$$\begin{aligned} \text{年間利用者数} &= 4,222\text{人} \times 5\text{日/月} \times 12\text{ヶ月} \\ &\quad + 3,205\text{人} \times 15\text{日/月} \times 12\text{ヶ月} \\ &= 253,320 + 576,900 = 830,220\text{人/年} \\ &\quad \underline{\underline{83万人/年}} \text{ となる。} \end{aligned}$$

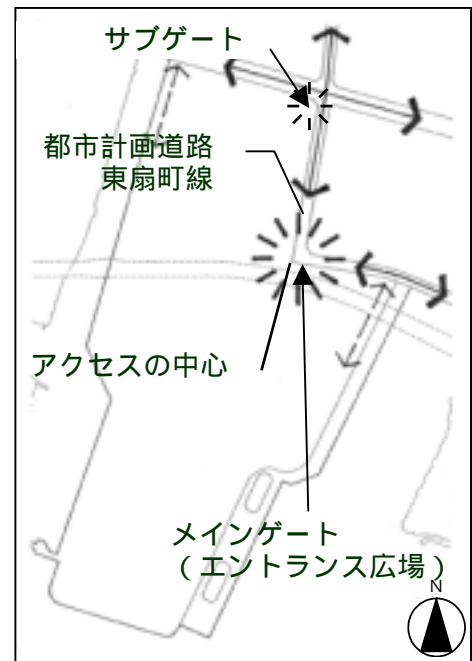
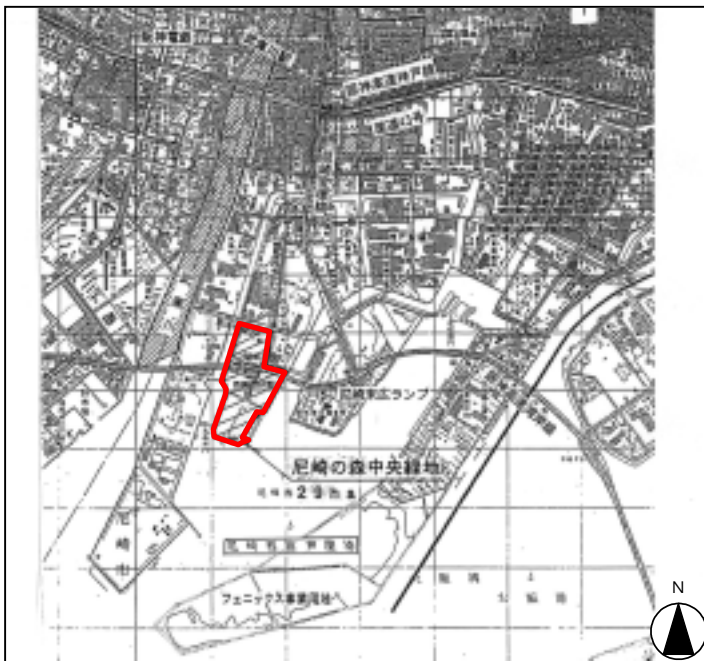
(6) アクセス・計画地内動線

【計画地へのアクセス】

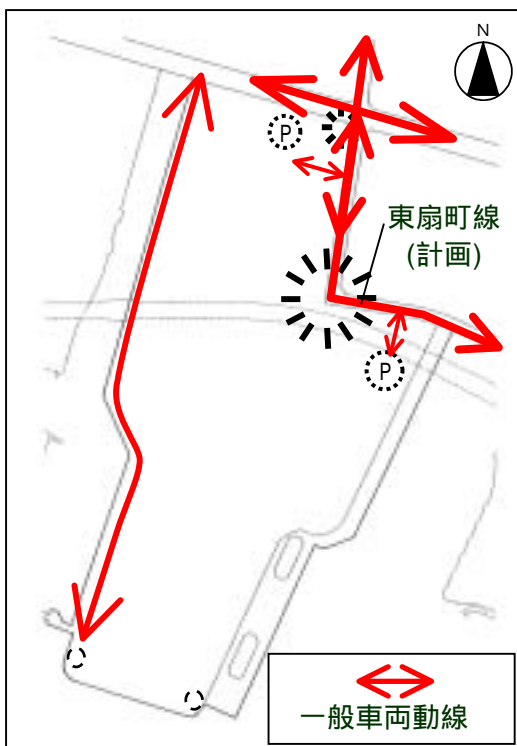
計画地は、臨海地域の先端部に位置していることから、広域的なアクセス道路としては南北方向の都市計画道路尼崎宝塚線（4車線）と道意線（2車線）及び東西方向の阪神高速湾岸線（未広ランプ）があげられる。

これらの路線に接続する都市計画道路臨海幹線（4車線）を介して計画地北東部に東扇町線（2車線）が計画されていること、さらに計画地に隣接してまち交流拠点の街区があることから、東扇町線の屈曲部が計画地へのメインゲートと位置づけられる。

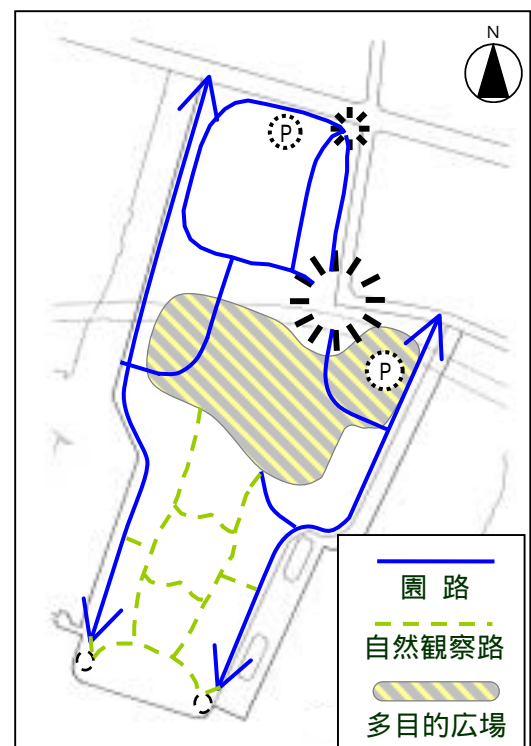
尼崎21世紀の森構想対象地域の利便性の向上を図るため、低公害型バスも視野に入れながら路線バス充実方策について検討するとともに、自転車道の整備に取り組んでいる。なお、プール利用者を対象として、シャトルバスを計画している。



【計画地内動線】

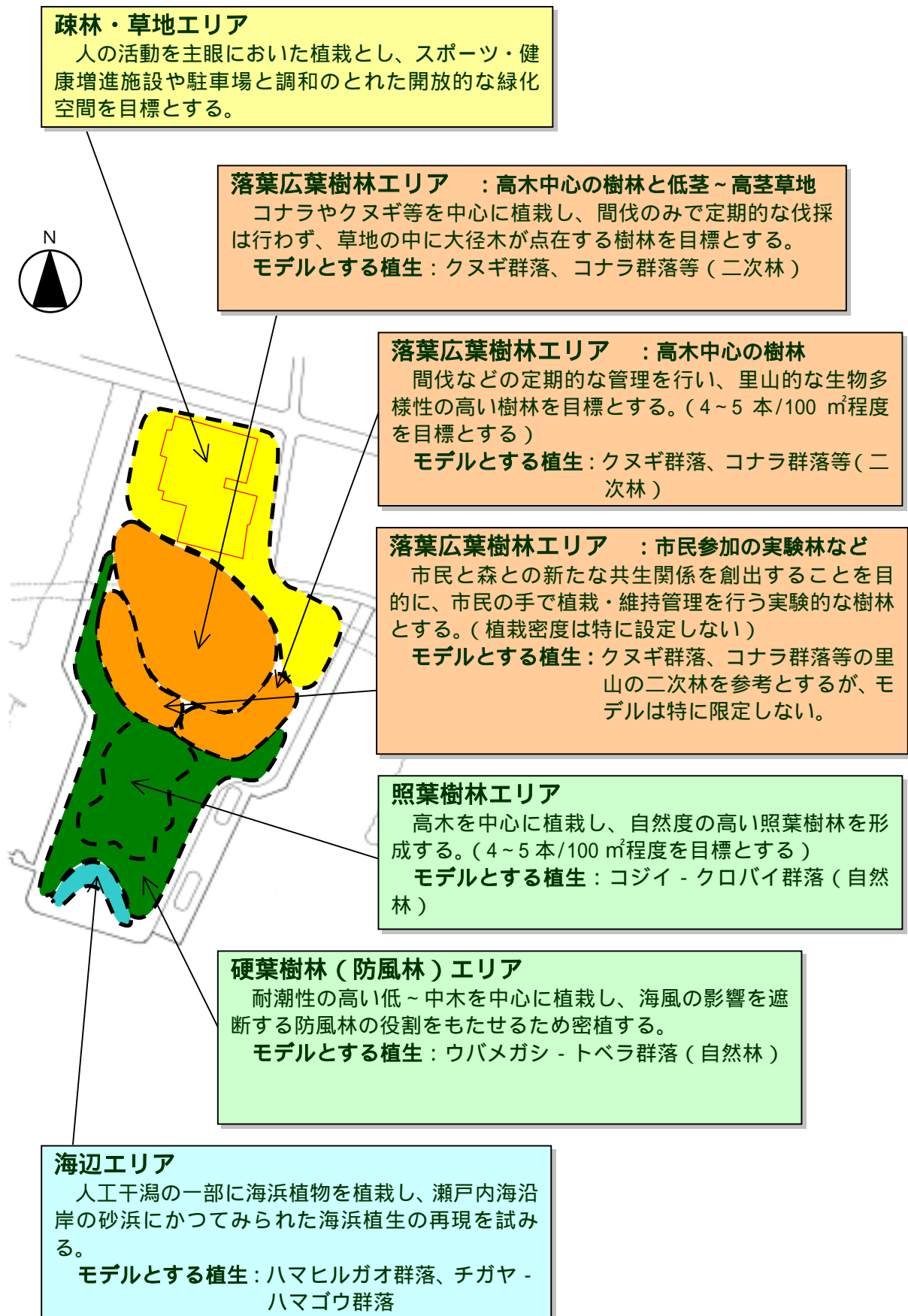


自動車動線



人の動線

(7) 植栽計画



植栽密度についてはあくまで目安であり、今後学識者などの意見を踏まえて検討していく。

【落葉広葉樹林のイメージ】



【照葉樹林のイメージ】



【海辺エリアのイメージ】



(8) 環境の保全・創出

環境の保全・創出を行う上で基礎となる環境配慮事項についての方向性や考え方を示す。

【生物多様性に富んだ環境の創出】

生物多様性に富んだ森を創出するために、地域の潜在自然植生である照葉樹林から、半自然の里山に近い落葉広葉樹林や疎林、草地等、様々な環境づくりに配慮する。

また、本計画地は臨海部に位置することから計画地南端の海浜部で多様な生物が生息できるよう、人工干潟や人工磯などの環境づくりを試み、海の再生に取り組む。

【景観からの配慮事項】

計画地周辺は工場等が立地する環境であるため、創出する森の内からは起伏や林縁植生等により周辺の工場などが極力感じられないように工夫すると共に、周辺から森への眺望においても森らしさ、森の存在感を表出する将来的な緑量の確保に努める。

また、施設整備においても屋上緑化、壁面緑化などを図る。

【環境負荷の低減】

地域内資源の活用

・水循環

森を形成する上で、樹木への水分の補給は重要な要素となるため、水循環の第一には「雨水の利用」が挙げられる。雨水利用については、樹林地内への水分補給、湿度の維持等を目的に機械等の装置を使用しない自然の水循環に考慮した天水池の設置を図る。また、浸透しきれない表面排水については、雨水池等により散水などへの利用を考える。

ただし、森の安定空間を形成するための樹林が、十分な機能をはたす大きさに育成するまでは散水が必要となり、また、極端な乾燥時になった時にも散水が求められるため、計画地内には、必要に応じて散水施設を設けることとする。

・木質系資源等の循環

園内に整備が計画されている野外活動用地やその他施設での間伐材の燃料利用、落ち葉の肥料利用、エコスタック（＝小動物の隠れ場所となる石積みや丸太積みの配置）としての利用などのリユース・リサイクル（資源循環）を基本として対応を図る。

・その他の循環

南側の海浜部で収集されるアオサなどの海藻類や、財団法人エメックスセンターにて研究開発中のワカメのコンポストの肥料利用について今後配慮する。

自然エネルギーの活用

上記の木質系資源のリユース・リサイクルを基本とした利用と共に、太陽光や風力を利用した発電施設の設置によるエネルギー自給率の増加を目指した整備を目指すものとする。（スポーツ健康増進施設など）

【その他】

植栽にあたっては、他の場所で開発行為等により伐採された樹木の根株等があった場合、根株を引き取って移植し、植栽材料の一部として有効利用するとともに、早期に樹林化したい部分（疎林や落葉広葉樹林の一部等）についてはこうした根株を積極的に導入すること等も検討する。

(9) 森づくり管理運営計画

県民と行政とがひとつになって森の管理運営を進めていくために
 県民と行政とが互いに協力しながら森を育て、末永く森の恵みを受け続けるために、長期的に維持可能な管理運営システムを作り上げていくことが必要である。

尼崎の森中央緑地の管理運営にあたっては、県民参画のもと森の創造から維持管理に至るまで、県民と行政が相互に連携し、互いに学びあい、育ち合う仕組みづくりが必要である。

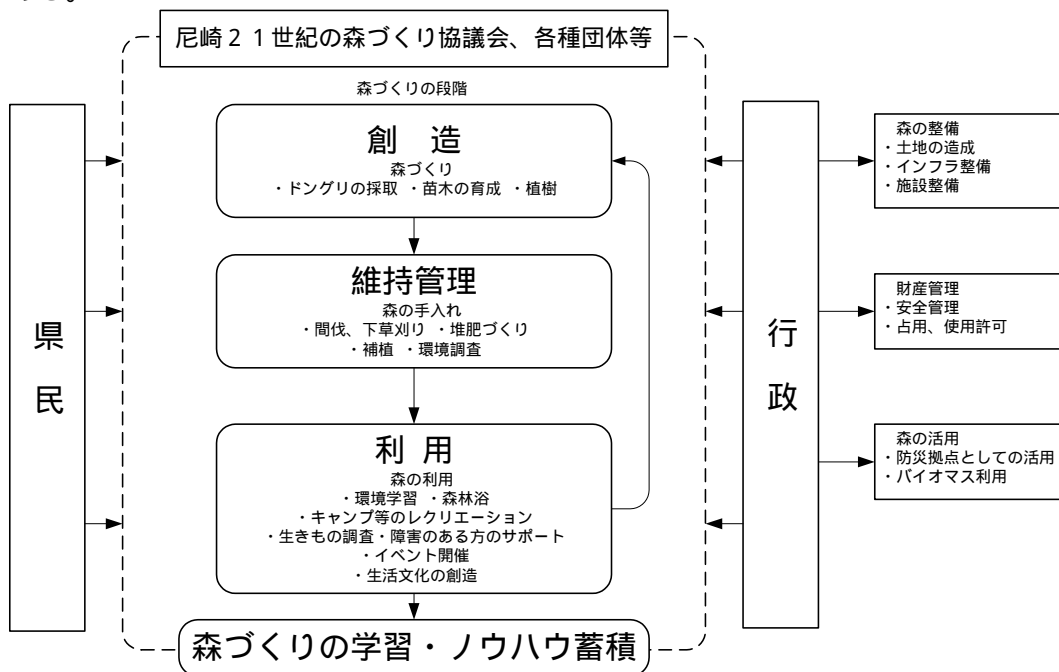
このようなことから、以下に示す概念図のように、県民ならびに行政が互いに「創造」「維持管理」「利用」の過程を経て森づくりを学習するとともにノウハウを蓄積し、蓄積されたノウハウを活かしながら管理運営を行っていく仕組みが必要である。

仕組みづくりのなかで、管理運営の担い手となる NPO 等が持続的に森の管理運営を行っていくために、コミュニティビジネスのような考え方を導入し、森を舞台として、落葉・落枝を利用したコンポスト、間伐材を利用した炭や工芸品等の生産販売、森のガイドなどの取り組みによる利益を、組織の自立運営のために利用できるといったことなども検討することが考えられる。

こうしたことを実現していくためには、「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」や各種団体等が県民と行政を繋ぐ役割を担い、森づくりの学習・ノウハウ蓄積の母体となっていくことが望まれる。

また、障害のある方、高齢者、子供たちも「創造」「維持管理」「利用」の過程において積極的に参画・協働できるよう、ユニバーサルデザインの導入や設備の充実だけでなく、障害のある方をサポートできるような人材を配置することが必要である。

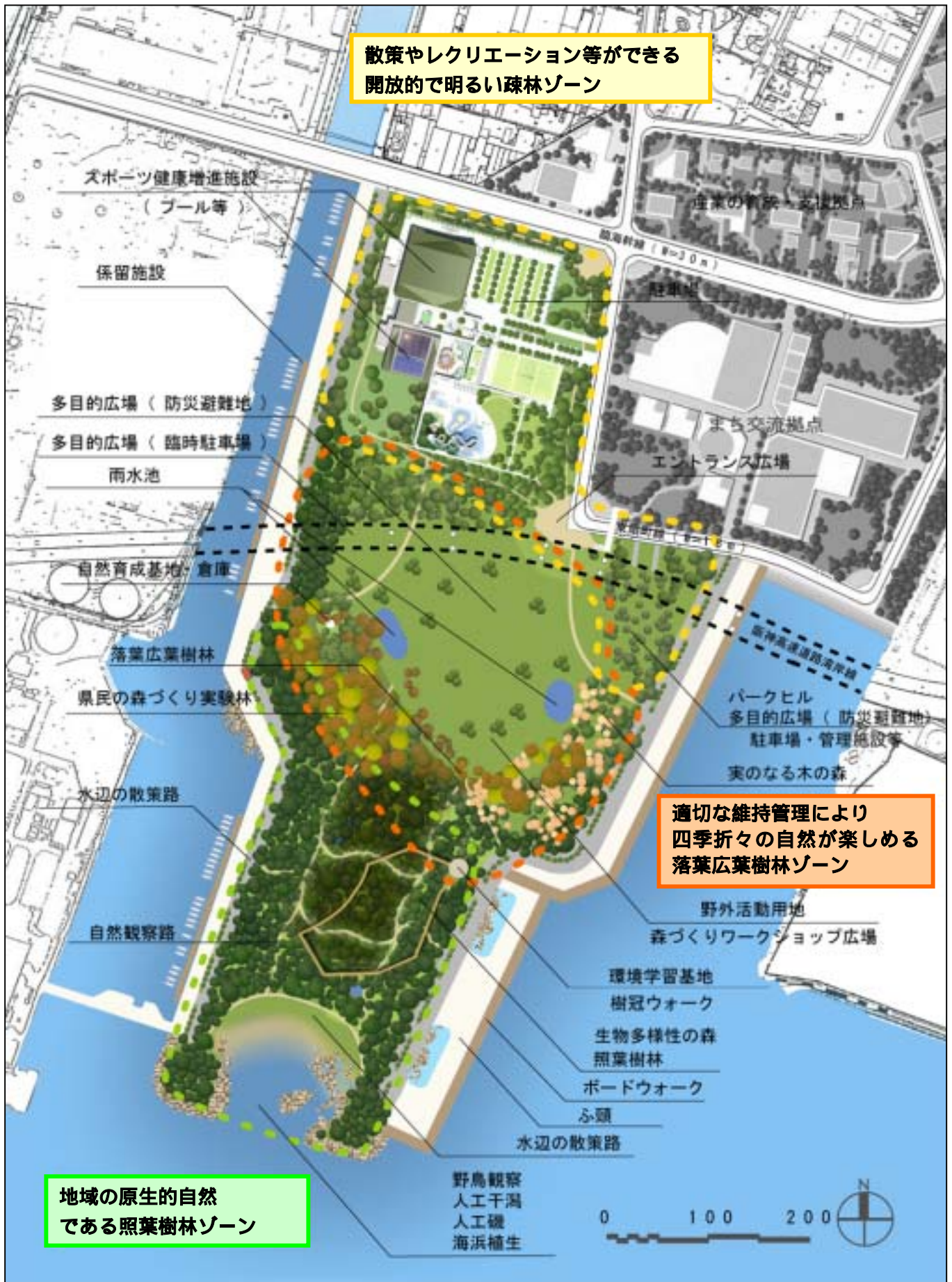
さらに、安全・安心な森空間とするため、人による巡回だけではなく、防犯機器による総合的な安全管理にも配慮するとともに、津波のおそれがある時など非常時に避難誘導體制を確立する必要がある。



森づくり管理運営計画の概念図



(10) 整備イメージ





注) 整備イメージを基に将来の姿を表現したものである